

## 令和6年度「盛岡市ふるさと起業家応援プロジェクト補助金」募集要項

### 1. 事業の目的

本事業は、本市で事業を立ち上げた起業家を対象に、ふるさと納税制度を活用した地域外からの資金調達による起業家支援事業を実施することで、地域経済の活性化及び雇用創出を図ることを目的とします。

### 2. 事業の概要

対象となる事業者（起業家）を公募により選定し、選定された事業者（起業家）の事業計画を市が契約するふるさと納税ポータルサイトに掲載し、クラウドファンディング型のふるさと納税を活用することで、事業に共感する方々から資金を募ります。資金募集に際しては、目標金額を設定し、目標金額の達成・未達成に関わらず集まった資金全額を補助金として交付します。なお資金が目標金額に届かなかったことを理由に辞退することはできませんのでご注意ください。寄付募集に関する広報については、選定された事業者が積極的に実施するものとします。

【掲載サイト】 ふるさとチョイス

※ポータルサイトへの掲載手数料は市が負担いたしますが、本市へのふるさと納税（寄附）を財源としており限りがあることから、クラウドファンディング型ふるさと納税による寄附の受入状況によってはポータルサイトへの掲載にかかる手数料等の一部を補助金から差し引く場合があります（クラウドファンディングによる寄附額の総額の約5割（返礼品を設定する場合）が目安となります）。

【目標金額】 対象経費の額で200万円を上限とします。

【資金募集期間】

- (1) 返礼として自社製品（商品）を設定しない場合  
令和6年10月1日（火）から令和6年12月31日（火）（予定）。
- (2) 返礼として自社製品（商品）を設定する場合  
令和6年11月下旬から令和7年2月下旬（予定）

### 3. 対象事業

次の各号のいずれかの事業とします。

- (1) 地域課題の解決に資する事業
- (2) 地域資源を活用した事業
- (3) 地域の活性化や雇用創出に資する事業

### 4. 対象事業者

次の各号の全てに該当する者とします。

- (1) 本市において新たに起業または新規事業展開する者で、募集開始日において、起業の日（個人にあっては開業の日、法人にあっては設立の日）から5年未満の者であること。
- (2) 本市に住所を有する個人事業主または、本市に本店を有する法人であること。

- または、起業の日に市内に住所を有する予定の個人もしくは本店を有する予定の法人であること。
- (3) ふるさと納税による寄附金が目標額に達しなくても事業を実施する者であること。
  - (4) 市税に滞納がないこと。
  - (5) 盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年条例第 9 号）第 9 条 第 1 項 の「暴力団員等」の規定に該当するものまたはこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないこと。
  - (6) 市から現に同様の目的の補助金もしくは交付金の交付を受けている事業ではないこと。

## 5. 募集期間及び応募方法等

- (1) 募集期間：令和 6 年 5 月 13 日（月）から令和 6 年 7 月 1 日（月）まで
- (2) 募集事業数：3 事業者を予定しています。ただし、予算の範囲内で 4 事業者以上を採択する場合があります。

## 6. 提出書類

次に掲げる書類を 1 部、提出してください。

- (1) 盛岡市ふるさと起業家応援プロジェクト認定申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 直近決算期の財務諸表の写し（個人事業主の場合は、確定申告書の写し）  
※事業の開始後、まだ決算期を迎えていない場合は、事業の開始日の分かる書類及び事業の開始後の事業活動状況書
- (4) 定款及び履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業届出書及び住民票の写し）
- (5) 営業許可証の写し（許認可を必要とする事業に限る）
- (6) 誓約書兼同意書（様式第 3 号）
- (7) 市税の納税証明書（前年度分）
- (8) 事業パンフレット、技術・製品の資料（カタログ）等の参考書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

## 7. 提出方法

提出書類をご記入の上、募集期間内に盛岡市ものづくり推進課立地創業支援室へ持参又は郵送してください。

※郵送の場合は、簡易書留など郵送の場合は、簡易書留など郵便の状況が追跡できる方法で募集期間内必着にて送郵便の状況が追跡できる方法で募集期間内必着にて送付のこと。郵便遅延などによる不着については、市では一切責任を負いません。

[提出先]

〒020--8531 盛岡市若園町 2 - 18

盛岡市商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室

## 8. 審査方法

審査は、盛岡市ふるさと起業家応援プロジェクト認定審査委員会にて書類審査及び申請事業者が行う

事業説明説明（プレゼンテーション）並びに質疑応答の方法にて、市で定める審査項目表に基づき審査を行います。

【審査日】令和6年7月上旬（予定）

詳細の場所・日時等は、書類審査通過者に別途詳細をお知らせします。

※提出書類に記載されていない追加の提案・計画等は禁止とします。

※審査に不参加の場合は、辞退したものとみなします。

## 9. 審査結果

審査結果については、選定・不選定に関わらず、書面にて通知するとともに、認定された事業の事業者・事業計画は市のホームページ等で公表いたします。

## 10. 事業の報告事業の報告

認定事業者は、令和6年3月末までに事業の実績を市に報告するものとします。

また、寄附者に対しても、自社製品（商品）の試供品送付、事業所見学、事業の経過報告等事業に継続して関心を持ってもらうための取組を行うものとします。

## 11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ・ 審査結果通知日までに要件を満たさなくなった場合
- ・ 申請書提出期限までに提出書類が提出されない場合
- ・ 決められた提出方法によらず申請を行った場合
- ・ 複数の申請を行った場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ・ 著しく信義に反する行為等があった場合
- ・ 応募書類の記載内容が法令違反等著しく不相当である場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

## 12. 注意事項

### （1）提出書類

- ・ 提出書類は、いかなる理由においても返却しないものとし、本市の定める保存期間終了後、処分いたします。
- ・ 書類提出後は、差替えや追加等は認めないものとします。
- ・ 提出書類や審査結果（不選定となった事業者の結果等を含む）は、盛岡市情報公開条例（平成12年12月26日条例第51号）により情報公開の対象となる場合があります。
- ・ 提出書類の内容は、盛岡市及び審査会の審査委員、盛岡市の委託する業者間、または盛岡市内の創業支援機関等で共有する場合があります。
- ・ 提出書類は、審査過程等必要な範囲内で複製を行うことがあります。

- ・ 必要に応じて別途追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・ 応募書類の作成等、本事業への応募申請に要する費用は、すべて応募書類提出者の負担となります。

#### (2) 補助金について

- ・ 補助金の申請等については、この募集要項に定める事項の他、盛岡市ふるさと起業家応援プロジェクト補助金交付要領に定めるものとします。
- ・ 補助金は既に行った事業について費用を充当することはできないものとし、補助金交付決定後、事業を開始することとします。決定後でないと、対象経費となりません。
- ・ ふるさと納税によるクラウドファンディングにより資金が集められなかった場合でも、市による上乗せ補助はなく、クラウドファンディングで集められた資金や自己資金等で事業を行うものとします。
- ・ 補助金は、事業の報告を行うまでには全額使用するものとし、貯蓄などはできないものとします。

#### (3) 返礼品等について

返礼品等を提供する場合は、ふるさと納税の地場産品基準（総務省告示第179号第5条）に該当するものであることとします。

### 13. 問い合わせ先

【相談窓口】 盛岡市商工労働部ものづくり推進課立地創業支援室

【住 所】 〒020--8531 盛岡市若園町2-18

【電話番号】 019-626-7551

【E-mail】 monozukuri@city.morioka.iwate.jp